

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則ほか 1 規則をここに
公布する。

令和 6 年 6 月 17 日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮 彦



松江市教育委員会規則第 5 号

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 6 号

松江市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規
則

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（職員） 第 6 条 略 2 略 3 必要があるときは、委員会事務局に次長、<u>参事及び音楽プロデューサー</u>を、課及び室に調整官、専門官、教育指導官、課長補佐、室長補佐、総括主幹及び主幹を置くことができる。 4・5 略 （職務） 第 7 条 略 2 略 3 参事<u>及び音楽プロデューサー</u>は、上司の命を受け、委員会事務局の特定業務を掌理する。 4～9 略	（職員） 第 6 条 略 2 略 3 必要があるときは、委員会事務局に次長<u>及び参事</u>を、課及び室に調整官、専門官、教育指導官、課長補佐、室長補佐、総括主幹及び主幹を置くことができる。 4・5 略 （職務） 第 7 条 略 2 略 3 参事_____は、上司の命を受け、委員会事務局の特定業務を掌理する。 4～9 略

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。